

令和6年1月9日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 信金中央金庫が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
名古屋法人営業部	愛知県名古屋市東区葵1丁目26番3号	愛知県名古屋市中区栄1丁目23番10号	2024年1月29日

(2) 変更の理由

名古屋法人営業部の仮店舗移転のため